

## 「貸出条件緩和債権関係Q & A」の改定点(平成 21 年 3 月 10 日)

「金融円滑化のための新たな対応について」(平成 21 年 3 月 10 日)を踏まえて、コベナンツの変更・猶予のみをもって、貸出条件緩和債権に該当すると判断するには及ばない旨を明記

問 37(追加)

中小企業向け融資に関し、貸出条件を変更しても貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いを拡充した監督指針等改正(平成 20 年 11 月 7 日)関連

問 28、33、34、35(修正)

問 29、30、31、32(追加)

金融検査マニュアル改訂(平成 19 年 2 月 16 日)関連

問 22(修正)

以上の他に、形式的改定を実施